

大阪市告示第1291号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年9月30日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開場

施設名	年 月 日	供用時間
長居球技場	令和8年10月5日（月）	午前9時から 午後9時まで
	令和8年10月13日（火）	
	令和8年10月19日（月）	
	令和8年10月26日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
長居球技場	令和8年10月7日（水）	午前9時から 正午まで
	令和8年10月10日（土）	午前7時から 午後9時まで
	令和8年10月11日（日）	
	令和8年10月17日（土）	
	令和8年10月18日（日）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）